

加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度を

I. 日本の難聴者の状況

1. 日本は超高齢化社会が進行する。

(単位千人)

年次	総人口	%	65歳以上	%	75歳以上	%
2021	125,220	100	36,400	29.1	18,800	15.0
2030	119,130	95.0	37,160	31.2	22,880	19.2
2040	110,920	88.0	39,120	35.3	22,390	20.2
*2040	49	81.0	18	36.3		

*2040年は山陽小野田市の推計（2020年総人口60,305人、65歳以上20,438人）

世界の高齢化率：イタリア23.6%、ドイツ22%、フランス21.1%、イギリス18.8%、アメリカ17%、日本では2065年人口は8,808万人まで減少すると予測される。

2. 日本の難聴者は1430万人と推計

一般社団法人補聴器工業会は人口の11%（人口1億2500万人）と推計し、70歳以上になると人口の50パーセントが難聴者ではないかと言われています。

山陽小野田市の加齢性難聴者は6600人（2020年総人口60,305人）と推計されます。

II. 超高齢化社会で増加する難聴問題

1. 生活に質低下

生活の質低下（日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にする）が進行する。コミュニケーションは双方向性であり、一方に難聴があればコミュニケーションの相手方にも影響が出ます。

2. 社会参加が難しくなり、働く機会を失う

今後ますます高齢者の社会参加、また定年延長や再雇用で働くという流れになっている中で、難聴が社会参加、働く上で大きな障害になります。難聴者にとって補聴器は社会参加の必需品になってきます。

3. 難聴は認知症の危険因子の一つ

加齢性難聴が放置されると、コミュニケーションに深刻な障害をきたし、高齢者の孤立、抑うつ、さらには認知機能低下にも影響が及ぶといわれます。

2015年に、認知症対策を重点課題とした国家戦略である「新オレンジプラン」が策定され「難聴」が認知症の危険因子の一つに位置付けられた。

2017年の国際アルツハイマー病会議でも、認知症の最大危険因子であると発表されている。認知症の人の80～90%が難聴を患っており、難聴であると認知症の進行が早くなるといわれています。

4. 介護・医療費が増える

III. 加齢性難聴対策の問題

1. 補聴器は高額で高齢低年金者には購入が困難

- 精密機器の補聴器は高額（3万円から20万円、平均15万円）。人それぞれに合わせて微調整する必要があり、高額なものでないと微調整ができない。
- 補聴器の購入には健康保険の適用がなく全額自己負担です。補聴器使用者の約9割は自費で購入している。低所得高齢者には特に配慮が求められます。

重度障害者（70デシベル以上）として障害者手帳所持者は補装具支給制度により1割自己負担、中程度以下の場合は購入後に医療控除を受けられる。山陽小野田市の聴覚障害対象者は全年齢で250人くらいのようです。

2. 補聴器の装着は中程度難聴41dBから早期に

WHOは41デシベル（中等度）以上になると補聴器を使用した方がよい、と早期の装着を奨励をしている。41デシベル以上で着けた方がよいと言うことは、そのレベルでも放置しておくと更に酷くなるというだけでなく、軽いうちから着けた方がいいということには非常に意味がある。（快適な社会生活、より安定した精神状態、より良い仕事に就ける、仕事を続けることができる等）

IV. 補聴器購入に公費支援を

補聴器を必要とする高齢者も高額なため、購入される方は半数に満たないのではとの医師の話を聞いています。

健康保険の適用など 国として助成制度はなく、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に對して補助を行っています。

➤ 自治体の補聴器購入公費支援の取り組み

補聴器購入に公的助成を求める声は広がり、2021年末現在183の地方議会で公的助成を求める意見書が採択され、助成が実施される自治体も次々生まれています。

中でも、東京都港区では助成額13万7000円と、自治体の中では最高額の助成制度が発足します。助成の対象は60歳以上で、所得制限なし。助成額の上限は13万7000円。住民税課税の人はその2分の1の6万8500円です。難聴の早期発見のために「聞こえのチェックリスト」活用など積極的な難聴対策に取り組んでいます。

➤ 補聴器の装着が欧米に比べ極端に少ない

日本の難聴者約1430万人、補聴器使用者14.4%、アメリカ30.2%、ドイツ36.9%、フランス41%、イギリス47.6%。

補聴器の使用が少ない原因は①難聴中程度以上では必要であるとの認識が行政、国民にも欠けている。②補聴器が高額で高齢者が購入できない。などが原因と考えられる。

V. 結論：加齢性難聴対策として望むこと

日本の難聴者が 1430 万人と推計され、有病者を取り巻く家族やケア提供者など、コミュニケーション対象者の不利益も含めて勘案すると、加齢性難聴は日本の国民的課題である。

- ① 補聴器購入に公費助成制度を：補聴器は高額で高齢者に購入が難しい
- ② 難聴中程度で早期に補聴器装着を：40 デシベル以上で装着することで進行を抑制
- ③ 特定健康診査などの検診項目に聴力検診を加え、早期に難聴の発見に努める

補聴器の普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。少子高齢化で生産年齢人口が減少する中、政府が検討している高齢者の活用の意図にも資する（？）。

何よりも現在国の高齢者に対する施策が、若者にとって将来の自分たちの姿として肯定的に、あるいは否定的に受け止めるか、社会保障制度が 100 年安心の制度として維持できるか考えさせられる。

補聴器に関する助成事業を行っている自治体

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
								区分
								高齢者向け事業 18歳未満者向け事業 18歳以上向け事業
北海道	・札幌市	子どもの補聴器等購入補助	18歳未満難聴児	×	あり	治療で改善見込みない。いずれかの耳の平均聴力レベルが30dB以下。補聴器の使用で言語習得等の効果が認められる者	原則1個（片耳分）医師が認めた場合2個。市民税非課税世帯・生保世帯：0円、市民税課税世帯：助成基準額の1割	4/1/2014
	・北海道赤井川村	赤井川村高齢者補聴器購入助成金交換	65歳以上	×			費用の50%最大3万円。導入前に申請。	
	・北海道北見市	補装具交付(補聴器)	70歳以上	×	非課税	両耳の聴力損失 約40デシベル以上	現物交付のみ	
岩手県	岩手県	難聴字児補聴器購入助成（実施主体は市町村）	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30dB以上で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	負担割合県1/3、市町村1/3、本人1/3。経度・中等度基準価格43,200円、耳掛け型52,900円～骨伝導式眼鏡型127,200円を基準額として補助	耐用年数原則5年
	・岩手県遠野市						原則1割自己負担	
	・岩手県大船渡市							
秋田県		難聴字児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満		世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30dB以上70dB未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	補聴器購入費用（本体・電池・イヤーモールド）、および修理費用の1/3を市町村に交付	
宮城県	宮城県	全難聴調査による						
仙台市		全難聴調査による						
山形県	山形県	全難聴調査による						
福島県	福島県本宮市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳聴力30dB以上70dB未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	基準額の範囲内で購入費用の2/3助成	
栃木県	栃木県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満		あり			
	・栃木県宇都宮市		概ね65歳以上			一侧耳の聴力レベル、55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方	所得税額が15000円未満で4段階で事故負担額が0円から26400円に分かれる	
	・栃木県足利市		75歳以上		生活保護か非課税	65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を含む。)で、医師の判定を受けた方も可		集音器は助成の対象外
茨城県	・茨城県古川市	白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成	65歳以上	×			購入費の1/2以内で限度額10,000円・1人1回1台のみ	
群馬県	群馬県	全難聴調査による						
新潟県	新潟県							
	・新潟県阿賀野市	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成	18歳以上			1.両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の方 2.医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方	購入費用の2分の1。30,000円上限。修理・部品交換は対象外。原則5年間再申請できない	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
新潟県	・新潟県三条市	補聴器購入費助成	50歳以上74歳以下			片耳の聴力レベルが40デシベル以上、又は医師が補聴器使用を必要と認めた方。装用により、コミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯・市民税非課税世帯 購入費の額 50,000円 市民税課税世帯 購入費の額の1/2 25,000円	
	・新潟市見附市	難聴者補聴器購入費助成	50歳以上74歳以下のひとり暮らしの方	×			生活保護世帯・市民税非課税世帯：購入費の額 50,000円 市民税課税世帯：購入費の額の1/2 25,000円	
	・新潟県聖籠町		18歳以上	×		両耳の聴力レベルが40デシベル以上。過去5年間に聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成を受けていない方	補聴器購入費用の1/2限度額 非課税世帯3万円まで 課税世帯2万円まで	
	・新潟県刈羽村	難聴者補聴器購入費助成	18歳～54歳の両耳の聴力が30dB以上ある者。65				生保：購入費の半額を助成（上限10万円） 市民税非課税世帯：購入費の半額を助成（上限5万円） 市民税課税世帯：購入費の半額を助成（上限3万円）	2020年4月より実施
東京都	東京都	全難聴調査による						
	・東京都足立区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×		住民税非課税または生保受給者、中国帰国者支援給付者。医師診断得られた方、聴力40～70dB未満（両耳）	助成上限額25000円、一人一台一回のみ。	集音器は対象外
	・東京都板橋区		65歳以上	×	非課税	尚且つ耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判断した中等度難聴者	上限2万円。助成は1回限り、修理経費、付属品購入は含まず	補聴器購入アフターケア証明書の提出を条件
	・東京都渋谷区	調査中						
	・東京都新宿区	補聴器の支給	70歳以上				現物支給2,000円 ※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担が生じません。	
	・東京都豊島区		65歳以上	×	本人非課税	介護保険料所得段階が1から5耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けたかた（中程度難聴程度）	購入費用を1台一回限り、限度額2万円まで、補聴器本体および付属品	集音器は対象外
	・東京都練馬区	高齢者の補聴器購入費用助成事業	65歳以上	×	住民税非課税世帯	または生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者 耳鼻咽喉科医の診断結果（意見書）を得られる方（両耳の聴力レベル40dB	本体および付属品の購入費用として、25,000円を上限	集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外
	・東京都文京区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税（個人）	医師の診断（500円）を受け、医師が補聴器の必要性を認める方	2万5千円を上限として、1人1回に限り補聴器購入費用を助成	8/3/2020
	・東京都利島村	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	本人が住民税非課税	耳鼻咽喉科医により、補聴器の必要性を認める意見書等を得ることができる	こと。 補聴器本体1台分の購入費用につき2万円以内	9/1/2020
	・東京都千代田区	補聴器購入費の助成	年齢制限なし		あり	補聴器の必要性を認める医師の意見、聴力レベルが40デシベル以上である方、扶養義務者等の所得が、千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内であること	補聴器購入費の9割を助成。ただし、50,000円を限度	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
	・東京都江東区	高齢者4補聴器の現物支給及び購入費助成	65歳以上	×	あり	所得制限 扶養親族3人以上の場合一人につき38万円加算 0人257万2千円、1人305万2千円、3人343万2000円	現物支給：1人一回一台限り現物支給 購入補助：30000円上限支給	集音器は対象外
	・東京都江戸川区	補聴器購入資金の一部助成	満65歳以上		本人が住民税非課税	医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円	
	・東京都葛飾区	補聴器購入資費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	医師が補聴器の必要性を認める方（要医師証明書、領収書）	1人一回、上限35000円上限	
	・東京都大田区	高齢者補聴器購入費助成	満70歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
	・東京都中央区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	あり	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方 本人の前年所得が267万2千円（扶養0）、315万2千円（扶養1）一人増每38万円加算	35000円上限。未満額の場合は購入金額	
	・東京都墨田区	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
千葉県	千葉県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成（実施主体は市町村）	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。	両耳聴力30dB以上70dB未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30dB未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	各市町村より基準価格の範囲内で購入価格の2/3を助成	
	千葉県千葉市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成			あり	両耳聴力30dB以上70dB未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30dB未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	難聴の程度により定められた基準額の範囲内で購入費用の2/3	2014年よりFM受信機・マイク、オーディオシューも単独助成
	・千葉県浦安市	補聴器の購入費助成	65歳以上	×		医師の証明書、領収書	35000円を上限に1回だけ助成	
	・千葉県船橋市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税世帯（世帯分離していくても×）	購入後1年内申請で有効。医師の証明書、領収書。転入者で課税状況が確認できない場合は確認できる書類	上限2万円	集音器、助聴器は対象外
	・千葉県印西市	高齢者補聴器購入費助成 2021年9月受付中止中	65歳以上			医師の証明書、領収書	上限2万円	
埼玉県	さいたま市	軽・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部助成	満18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳の聴力レベルが70dB未満の方又は片耳の聴力レベルが70dB以上の者で身障手帳交付非対象の者。医師が言語習得上効果期待できると判断した者。要医師意見書	補聴器の種類により基準額を合計した額から負担上限月額をひいた額	
	・埼玉県朝霞市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	市民税非課税世帯に属する	医師の証明書	上限2万円	集音器は対象外
神奈川県	・神奈川県	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助	18歳未満					

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
山梨県	山梨県	全難聴調査による						
長野県	伊那市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等の助成	18歳未満	×	対象児童の属する世帯内に市町 村民税の所得割額が46万円以上 の方がいる場合は対象外	聴力レベルが身体障害者手帳の 交付対象外であることの医師意 見書、見積書	購入は別表（補聴器助成基準）に定める基 準額または補聴器の購入に要する費用のい ずれか低い額の3分の2を助成。修理は助成 を受けて購入した補聴器を対象に同一年度 内に2回を限度、補装具費支給制度に基づ く基準額または実際に修理に要した費用の いずれか低い額の3分の2を助成	
	千曲市	全難聴調査による						
	安曇野市	全難聴調査による						
	上田市	全難聴調査による						
	・長野県木曾町		65歳	×		領収書添付、同一対象者に5年に1回限 り、予算終了とともに受付終了	購入費の2分の1以内で30,000円上限	
	・長野県南牧村		18歳以上		なし	聴覚障害による身障手帳を所持してい ない者で、補聴器を必要とする者。身 障手帳所持者で補聴器を補助具として 購入した者。要医師意見書、領収書。	助成額は補聴器購入費として上限5 000円。同一年度中一人1回限り。	7/1/2021
	・長野県南箕輪村	高齢者補聴器購入費助成	満75歳以上	×	高齢者が属する全世帯員が市町村民 税非課税、村納付金に未納がない	両耳聴力40dB以上70dB未満または 片耳40dB以上90dB未満、耳鼻科医 師による証明書。	購入費用の額として上限20000円	集音器、助聴器対象外
静岡県	静岡県	軽度・中等度難聴児補聴器 購入補助	18歳未満	×		両耳聴力30dB以上で、身障手帳の対 象とならないこと。	2/3補助（限度額あり）	
	・静岡県長泉町	高齢者補聴器購入助成	65歳以上	×		両耳の聴力が50dB以上70dB未 満、障害者総合支援法による補聴 器の支給対象にならない方、医師 の証明、領収書	購入費用の2分の1以内として上 限30000円	
	・静岡県焼津市	高齢者保健福祉用具（補聴 器）給付	65歳以上	×	本人住民税非課税	両耳の聴力が30dB以上。（70dB 未満以上の場合は障がい者助成 ）。医師の証明、販売見積書	購入費用の1/2以内で上限30000 円	
	・静岡県磐田市	補聴器購入費助成	70歳以上	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	両耳の聴力30dB以上の身障手帳交付 非対象者。医師の証明。他の助成受け てない。市税等非滞納者。過去の非 助成者	購入費用の1/2以内で上限30000 円	
岐阜県		全難聴調査による						
愛知県	名古屋市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	聴力レベルが原則として30デシベル以 上で、かつ、身体障害者手帳の対象と ならない方。補聴器の装用が必要と医 師に診断された方	基準額の範囲内で購入費の10分の9を 助成（2019年度より）（生活保護法 による被保護世帯等、又は市民税非課 税世帯に属する世帯の方は、基準額の 全額を助成）	平成18年厚生労働省告示第 528号に定められた額に1.048の加算を乗じた額を基 準額とする 耐用年5年
	・愛知県北名古屋市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成	18歳未満難	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	両耳の聴力が30dB以上で身体障 害者手帳対象外者。医師の証明。 他の購入費助成を受けていない。	見積額又は基準額のいずれか低 い額も3分の2（1000円未満切 り捨て）	
	一宮市	難聴児補聴器購入費の助成	18歳未満	×	あり	身体障害者手帳の対象ではない（ 両耳の聴力レベルが70デシベル未 満）で、補聴器の装用が医師に判 断されている方	障害者総合支援法に定められた補装具 費（補聴器）の基準額内とし、原則1 割の利用者負担世帯の所得の状況に応 じて、利用者負担に上限設定あり	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
	・愛知県設楽町	難聴高齢者補聴器購入費等助成	満65歳以上	×		医師の意見書得た者	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。購入：片耳上限5000円修理、調整：上限10000円	
	・愛知県犬山市	難聴高齢者補聴器購入費等助成	65歳以上以降	×	住民税非課税	事前申請。両耳の聴力30～69dB	補聴器購入費の半額補助。（上限20000円）	
	・愛知県稻沢市	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	詳細不明	事前申請。両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対象者。要医師判断証明書	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。	
奈良県	奈良県	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	両耳聴力30dB以上70dB未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30dB未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した	補助基準額の3分の2（1,000円未満切り捨て）基準額耳穴式145220円～耳掛け式36252円等の詳細な基準額示す	
和歌山県	和歌山県	全難聴調査による						
滋賀県	滋賀県	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成（実施主体市町）	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者総合支援の補聴器具支給の対象とならない児童。（ただし、指定医師が該用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象となる場合あり）40000円以下上の理由等により両耳分が必要な場合は、2個まで助成。※助成を受けて5年以内は、再度助成を受けることができない。※修理や電池交換は助成の対象とならない。	補助率：市町負担額の1/2（市町の助成額は、基準額の2/3。市町村民税非課税世帯および生活保護世帯に属するもの）	修理費用も可
京都府	京都府	難聴児補聴器助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象			
兵庫県	兵庫県	全難聴調査による						2013年6月実施
	神戸市	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	18歳未満		世帯の市民税の所得割額の合計額（寄付金税額控除や住宅借入金等特別税額控除を受けている場合は、当該控除額を所得割の額に加算した額）が23.5万円未満の方	両耳とも聴力が、30dB以上70dB未満の方（ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、片耳又は両方の耳の聴力レベルが30デシベル未満についても対象となる場合）	6000円～10万円（イヤーモールド～骨伝導耳掛け式）	2013年6月実施
	・兵庫県明石市	高齢者補聴器購入費助成	65歳以上	×		耳鼻科医師の証明（医師意見書）を受けた人（中等度難聴程度）。他の助成受けていない。市税等非納税者。過去の非助成者	1人一回限り、上限2万円 故障・修理、メンテナンスは対象外。申請前購入は対象外。	集音期器は対象外
香川県 徳島県	香川県	全難聴調査による						
	徳島県	全難聴調査による						
愛媛県	愛媛県	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成（実施主体市町村）	18歳未満	×	対象児又は対象児の属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の額が46万円以上でないこと。	両耳の聴力が30dB以上であること。ただし、聴覚障がいに關し、身体障害者福祉法に基づき指定医師が補聴器を必要と認め市町が決定した場合も可	基準額の2/3（市町1/3、県1/3）自己負担は1.1万～2.2万円程度（機種によると）	
高知県	高知県	全難聴調査による						
広島県	広島県	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	18歳未満	×	対象児又は対象児の世帯の世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は	両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること 聰覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと	購入額と基準額と比較して少ない方の額の3分の2。県・市町・本人は各々1/3負担（基準額別途）	
岡山県	岡山県	難聴児補聴器交付（実施主体市町村）	18歳未満	×	本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は交付対象外		新規及び更新の補聴器購入費の3分の2（市町への補助率1/2）とし、県・市町・本人は各々1/3負担する（耐用年数5年）	
島根県	島根県	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	18歳未満	×	対象児又は属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の最多市町村民税所得割税額が46万円以上の場合は対象外	両耳の聴力レベルの平均が30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。	県の補助額は、補聴器購入費等として市町村が認める額と補助基準額（別途）とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と、市町村が助成した額を比較して少ない方の額から	
	福岡県	全難聴調査による						
	福岡市	全難聴調査による						

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
福岡県	・福岡県田川市	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費助成	18歳未満	×	世帯所得が一定額以上は対象外	両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対象者。医師が装着により言語習得に一定効果があると判断した場合はこの限りではない	助成対象費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の3分の2を助成	
		軽度難聴者補聴器購入助成	とくになし	×	市民全非課税世帯、均等割りのみの市民非課税世帯または生保世帯	事前申請。両耳の聴力レベル50db以上70db未満、又は片耳のレベル50dbで他耳が90db未満であること。耳鼻咽喉科治療により改善見込めない人。	助成対象費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の2分の1を助成	耐用年数期間中における買替は対象外
長崎県	長崎県	全難聴調査による						
宮崎県	宮崎県	全難聴調査による						
熊本県	熊本県	全難聴調査による						
	熊本市	全難聴調査による						
鹿児島県	鹿児島県	全難聴調査による						
沖縄県	・沖縄県那覇市	加齢性難聴者に対する補聴器 購入費用の助成	65歳以上	×	市民税非課税	事前申請。耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要との意見書。他の制度で補助受けられない方。	補聴器1台の購入費として一人25000円を上限。一人一回のみ(上限25名の先着順)	

2021.10 調査地元社協調べ
出典 中央社協、全難聴ホームページより作成